

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における

預かり保育料補助金の御案内

川崎市では、地域型保育事業等（2歳児までの受入施設）の卒園児※が幼稚園・認定こども園で実施する幼稚園型一時預かりを利用した場合、預かり保育の利用料のうち、無償化上限額を超える利用料を保護者に対して補助します。

※地域型保育事業等の卒園児

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、認可保育所（2歳児までの受入施設に限る）を卒園した児童です。

1 補助対象

次の①②③の要件を全て満たす川崎市民の保護者が対象です。

- ①地域型保育事業等の卒園児である
- ②卒園後の最初の4月1日時点で幼児教育・保育の無償化の「保育の必要性の認定」を受けている
- ③卒園後の最初の4月1日時点で幼稚園型一時預かり事業を実施する川崎市内の幼稚園・認定こども園※に入園している

2 補助金額(月額)

幼稚園型一時預かり事業を実施する川崎市内の幼稚園・認定こども園の預かり保育料のうち、無償化上限額（月額上限 11,300 円）を超える利用料に対して、月額上限 5,000 円を補助します。

- ◎例1 預かり月額保育料：20,000 円 利用日数：20 日 の場合
無償化給付額：450 円×20 日=9,000 円
補助額：20,000 円－9,000 円=11,000 円（保護者負担額）⇒月額上限 5,000 円
- ◎例2 預かり月額保育料：15,000 円 利用日数：26 日 の場合
無償化給付額：450 円×26 日=11,700 円⇒月額上限 11,300 円
補助額：15,000 円－11,300 円⇒3,700 円（保護者負担額＝補助額）

3 補助金の対象期間

対象となる園児の入園後から就学前までです。ただし、入園後、幼児教育・保育の無償化の「保育の必要性の認定」がない期間が生じる場合や市外幼稚園等に転園する場合は、それ以降補助対象外となります。

4 認定申請方法

原則、通園している園を通して認定申請してください。必要な書類は、別途園を通じてお知らせします。認定結果の通知については、別途郵送でお知らせします。

<認定申請書類>

- ・預かり保育料補助金交付認定申請書

5 請求方法

4の認定申請により、認定を受けた方は、通園している園を通して請求してください。必要な書類は、別途園を通じてお知らせします。

<請求書類>

①預かり保育料補助金交付請求書

②添付書類 振込口座の通帳の写し【既に預かり保育や補足給付（給食費）の請求を行っておりその口座を指定する場合は不要。】
預かり保育の利用に係る領収書・提供証明書（写）



6 給付方法

請求書に記載された保護者の口座に振込を行います。

補助金額及び振込日については、別途郵送でお知らせします。年4回（9月、12月、3月、5月頃）を予定しています。

※請求に不備・訂正がある場合は翌月以降に振込となります。

7 Q&A

【補助の対象について】

Q1：幼児教育・保育の無償化による施設等利用費(預かり保育料)をもらっている場合も、補助金はもらえるの？

A1：預かり保育料に対する補助金をもらった上で、まだ保育料負担が生じている場合は補助金の対象になります。

Q2：転園した場合も、補助金はもらえるの？

A2：転園先が幼稚園型一時預かり事業を実施する川崎市内の幼稚園・認定こども園であれば引き続き対象になりますが、市内の他の幼稚園や幼稚園以外の施設の場合は対象になりません。

Q3：補助金の対象期間中に市外に転居した場合、いつの分まで補助金がもらえるの？

A3：住民基本台帳の記録をもとに市内に住所を有する期間を確認の上、他都市へ転出した日の前日までの利用分が対象になります。

【添付書類について】

Q4：通帳のない口座やインターネットバンキングを振込先に指定する場合は、何を添付すればいいの？

A4：銀行名、店番号、口座番号、預金種別、口座名義人（読み仮名）を確認させていただきますので、その内容が記載されたキャッシュカードのコピーや、ネット画面を印刷したものに「銀行名、店番号、口座番号、預金種別、口座名義人（読み仮名）」を記入し添付してください。

Q5：申請後、補助金が振り込まれる前に、口座を解約した場合はどうすればよいの？

A5：下記担当部署へご連絡の上、新しい口座の通帳の写しを提出してください。



8 お問い合わせ

【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

【担当部署】川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

電話：044-200-3179